

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年6月26日

増刊号

消費トラブル情報

「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！

相談事例



「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。内容は、総合消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社によって民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合は、給与等を差し押さえるというものだった。どうすればよいか。

アドバイス



ハガキにて、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせた上で、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。利用した覚えがない請求は、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。不安を感じたり対処に困った場合には、すぐに消費生活センターに相談してください。

参照先：国民生活センターHP

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170501_1.html

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年6月26日

増刊号

防犯情報編①

警察官になりすました不審電話にご注意を！

事例



県警の警察官になりすました犯人甲が、Aさん方に電話をして、「オレオレ詐欺の犯人を捕まえたら、Aさんの電話番号と通帳があった。通帳が手元にあるか？残額は？」と電話があり、Aさんは甲に「手元にはあるが残額がない」と返答。甲は「被害が多いので気を付けて」と伝えて電話を切断した。

アドバイス



警察官が、電話で口座の残額を聞くことはありません。このような電話が入ったら、すぐに通報をお願いします！

もし、「残額が〇〇万円ある」と回答してしまったら、口座から現金を下すように指示され、指定されたATM等で振り込んで被害に遭う可能性があります。

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年6月26日

増刊号

防犯情報編②

貴金属の買取業者を装った訪問者にご注意を！

事例



Aさんの家に貴金属の買取業者が訪れ、「あなたのブレスレットを磨きましよう」と言われ、玄関先で、業者にブレスレットを手渡した。その後、家の固定電話が鳴ったため、Aさんが台所に行った隙に、業者がブレスレットを持ち出して逃走した。

アドバイス



- 1 貴重品を玄関に置いたままにしないこと。
- 2 「訪問販売お断り」「防犯カメラ設置中」などの表示物を玄関先に取り付ける。
- 3 「必要ない、帰ってください」と断ること。
- 4 すぐ警察に通報すること(家族や隣人に助けを求める)。

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年6月26日

増刊号

防犯情報編③

“架空請求詐欺”にご注意ください！

事例



インターネットサイト運営会社担当者や弁護士を名乗る者から、「サイト料金が未納のため、今日中に連絡がなければ法的手続きに移る」というメールが入る。

メールに記載の電話番号へ連絡すると、「コンビニで未納分の金額の電子マネーカードを買い、番号を連絡せよ」と指示された。

カード購入後に店を出て、犯人にカード番号を連絡し、被害にあった。

アドバイス



- 1 コンビニで数万円の電子マネーカードを購入(何枚も)させられるような場合、「詐欺ではないか？」と疑ってください。
- 2 このような方を見かけたら、「すぐ警察に通報」するか、「すぐ警察に相談する」よう、声かけをお願いします。

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力



1-2

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っていますが、悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様は消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネット系トラブル ●通信販売
- 対人系トラブル(キャッチセールス他)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

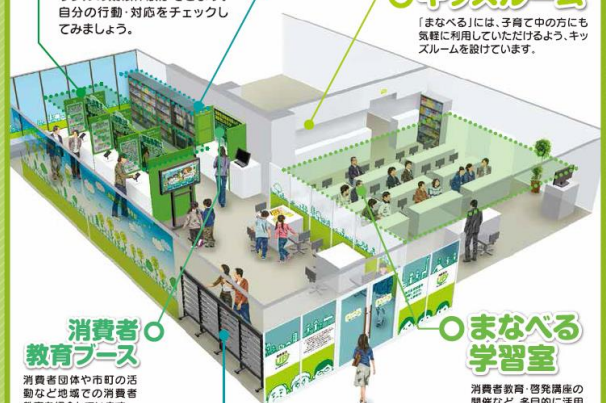
各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましよう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○まなべる学習室

消費者教育・啓発関係の書籍など、多目的に活用できるスペースです。

○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!



「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月~金]8:30~19:00 [土]8:30~17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00~16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。